

# 上尾市「週休2日制適用工事」のフロー

## 工事設計前

週休2日制適用工事は、原則**全ての工事を対象**として実施する  
ただし、対象外事由に該当する場合は、適用除外とする

週休2日制適用工事とする場合

発注者指定型・受注者希望型を選択  
※基本は発注者指定型

週休2日制適用工事としない場合

(対象外事由)

- ・竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- ・単価請負契約工事や緊急を要する工事
- ・対象期間（現場着手日から現場完了日）が1週間未満の工事など

通常の工事として発注

## 工事設計

発注者指定型

受注者希望型

当初の設計金額において、経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う

休日形態	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06

「建築物」  
【公共建築物積算基準  
(国土交通省)または埼  
玉県建築物積算基準等  
を適用する工事】の場合

## 工事発注（告示）

(入札公告等)

入札公告等に、以下の文言を記載  
本工事は、上尾市「週休2日制適用工事（発注者指定型）」  
である。

(特記仕様書)

上尾市「週休2日制適用工事（発注者指定型）」である旨  
を記載

(入札公告等)

入札公告等に、以下の文言を記載  
本工事は、上尾市「週休2日制適用工事（受注者希望型）」  
である。

(特記仕様書)

上尾市「週休2日制適用工事（受注者希望型）」である旨  
を記載

## 契約

受注者は契約締結後速やかに、週休2日制適用工事  
の実施の有無について協議・選択し、週休2日制適  
用工事実施届（様式1）を発注者へ通知する。

実施する

実施しない

以降のフローへ

以降の書類提出不要  
※適宜変更契約

現場施工着手日までに4週間（28日分）を単位とした休日取得計画書（様式2）を、発注者へ提出する。

発注者指定型

受注者希望型

## 現場着手

翌4週分の休日取得計画書（様式2）を発注者へ提出する。（計画書初日の7日前までに提出）

前4週分の休日取得実績書（様式3）を発注者へ提出する。（4週の末日から7日以内に提出）

※現場施工完了日まで繰り返し

## 現場完了（後片付けの期間は除く）

達成状況の確認・経費の補正を行うため、対象期間全ての休日取得実績書（様式3）及び休日取得実績書【集計表（様式3-2）】を発注者へ提出する。（現場施工完了日以降3日以内に提出※）

※「建築工事」の場合は、現場施工完了日以降3日以内かつ工事完成通知書提出予定日の21日前までに提出

### （発注者指定型）

対象期間全体における現場閉所（週休2日）の達成状況が4週8休に満たない場合（現場閉所率28.5%未満）  
当初の設計金額において補正していた経費分を減額契約変更

発注者指定型	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
未達成	1.00	1.00	1.00	1.00

### （受注者希望型）

対象期間全体における現場閉所（週休2日）の達成状況に応じ、以下の経費率により、当初の設計金額において補正していた経費分を減額契約変更（※4週8休が達成していた場合は変更は生じない）

休日形態	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06
4週7休相当	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6休相当	1.01	1.01	1.02	1.03
未達成	1.00	1.00	1.00	1.00

発注者指定型・受注者希望型ともに4週8休以上の現場閉所を達成した場合に限り、工事成績評価において加点を行う

## 工事完成

必要に応じ受注者へアンケート調査の回答（工事完成通知日の翌日から14日以内）を依頼する。

## 工事完成検査